

令 和 7 年 度

事 業 概 要

沖縄県身体障害者更生相談所
沖縄県知的障害者更生相談所

総務係 : 098-886-2241

相談判定班 : 098-886-2115

FAX : 098-886-7990

目 次

第1章 概要

1 設置目的	1
2 沿革	1
3 施設の概要	2
4 組織と所掌事務	4

第2章 身体障害者更生相談所

1 設置目的	5
2 主な業務内容	5
3 業務の流れ	6
4 相談・判定件数の推移	8
5 自立支援医療(更生医療)の判定状況	9
6 補装具の判定状況	10
7 市町村別自立支援医療・補装具の判定状況	13
8 身体障害者手帳交付状況	14
9 巡回相談実施状況	17
10 在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況	17
11 補助犬給付事業	17
12 市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況	18

第3章 知的障害者更生相談所

1 名称及び所在地	19
2 組織	19
3 主な業務内容	19
4 業務の実施体系	20
5 相談・判定状況	21
6 療育手帳交付状況	24

第1章 概要

1 設置目的

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉司、看護師、理学療法士、作業療法士及び医師等の専門職を配置し各種検査設備などを備えて、身体障害者の更生援護に関し、専門的な立場から総合的に判定するとともに、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他必要な支援に関する業務を行う。

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉司、心理判定員及び医師等の専門職を配置し、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識及び技術を必要とする相談、支援のうち医学的、心理的及び職能的判定を行うこと並びに更生援護に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な支援に関する業務を行う。

2 沿革

- 昭和26年 8月： 首里市石嶺（現那覇市首里石嶺町）の旧チャイナホーネ跡に開設された沖縄厚生園敷地内に、沖縄群島政府厚生部により盲ろうあ者福祉施設として沖縄盲ろう学校が設立され、盲ろうあ者32人が入所する。
- 昭和28年11月： 琉球政府立法81号により身体障害者福祉法が制定公布され、身体障害者更生相談所の設置が義務づけられる。行政主席の権限に属する事務の全部又は一部を更生相談所の長又は福祉事務所の長に委任することができる規定される。
また、身体障害者福祉法及び児童福祉法の施行に伴い、沖縄盲ろう学校は身体障害者更生援護施設並びに盲ろうあ児施設として、沖縄盲ろう学園となる。
- 昭和29年 7月： 琉球教育法（米国布令、昭和27年2月28日制定）に基づき、沖縄盲ろう学園（施設）と沖縄盲ろう学校に分離され、沖縄盲ろう学園は社会局が所管し、沖縄盲ろう学校については文教局に移管。沖縄盲ろう学校は校舎を建設し机等備品も逐次整備されるが、校長は園長が兼務し、学校庶務や園舎における世話・生活指導は学園で行い諸行事も合同実施するなど、明確な分離は困難であった。また、文教局移管後も同学園の寮舎に通学困難な児童89人を収容保護することになった。
- 昭和34年 4月： 沖縄盲ろう学校は、沖縄盲学校と沖縄ろう学校に分離移転（両校は隣接）。
- 昭和35年 4月： 沖縄盲学校、沖縄ろう学校の設備の充実に伴い、通学困難なため学園に収容保護していた児童は両校へ移管（一部の児童は盲ろうあ児施設に入所継続）され、沖縄盲ろう学園は純然たる社会福祉施設となる。
- 昭和39年 6月： 盲ろうあ児施設に一部入所保護されていた児童が沖縄盲学校及び沖縄ろう学校に全員移管されたため、昭和40年3月厚生局組織規則の改正により盲ろうあ児施設が廃止され、沖縄盲ろう学園の厚生養護課は厚生課に改称される。
- 昭和40年 7月： 厚生局組織規則の改正により、沖縄盲ろう学園は沖縄身体障害者更生指導所に改称し、失明者更生施設、ろうあ者更生施設のほか新たに肢体不自由者更生施設が併置され、庶務課・指導課・職能課の三課が設置される。
- 昭和41年 8月： 厚生局組織規則（規則第130号）の一部改正により、沖縄身体障害者更生相談所が厚生局の附属機関として設立される。同年12月23日、職員5名（所長、庶務課長、判定指導課長、ケースワーカー2名）で業務を開始する（沖縄身体障害者更生指導所と並んで設置）。
- 昭和44年 9月： 琉球政府立法160号により、精神薄弱者福祉法が施行され、精神薄弱者更生相談所の設置が義務づけられる（第8条）。附則により（精神薄弱者更生相談所の業務の特例として）、第8条の規定にかかわらず、当分の間、精神薄弱者更生相談所の業務は身体障害者更生相談所が行うものとし、身体障害者更生相談所は、この立法の規定による精神薄弱者更生相談所とみなされた。
- 昭和44年11月： 厚生局組織規則（規則第175号）の一部改正により、身体障害者更生相談所が精神薄弱者更生相談業務を分掌する。所内機構を改革し判定指導課は更生第一課（身体障害者更生相談業務）となり、更生第二課（精神薄弱者更生相談業務）が新設される。
- 昭和45年 2月： 身体障害者更生相談所において、精神薄弱者更生相談業務が開始される。
- 昭和45年11月： 重度身体障害者援護施設（定員50人）が開設される。

- 昭和47年 5月： 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県庁が発足する。沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（条例第14号）により沖縄身体障害者更生指導所が沖縄県立身体障害者更生指導所に改称されると同時に、沖縄県身体障害者更生相談所が附置される。一方、沖縄県精神薄弱者更生相談所は沖縄県中央児童相談所に附置される。
- 昭和49年 4月： 沖縄県行政組織規則（規則第18号）の改正により、失明者更生施設、ろうあ者更生施設が廃止され、純然たる肢体不自由者（重度肢体）を対象にした身体障害者更生援護施設となる。
- 昭和49年11月： 沖縄県療育手帳制度規程により、沖縄県療育手帳制度要綱が定められる。
- 昭和55年 3月： 沖縄県立身体障害者更生指導所の本館管理棟が完成する。
- 昭和57年 3月： 国際障害者年記念事業としてグラウンドが完成する。
- 昭和58年 3月： 身体障害者訓練棟が完成する。
- 昭和60年10月： 職業訓練作業場、日常動作訓練教室（ADL）相談判定課の判定室、待合室の改築が行われる。
- 昭和62年 3月： 第23回全国身体障害者スポーツ大会かりゆし大会記念事業としてアーチェリー場が完成する。
- 平成 5年 4月： 沖縄県行政組織規則の改正により、附置機関が沖縄県立身体障害者更生指導所から沖縄県身体障害者更生相談所に変更される。
- 平成12年 3月： 沖縄県精神薄弱者更生相談所を沖縄県知的障害者更生相談所に名称変更する。
- 平成12年12月： 沖縄県総合福祉センター建設に伴い、身体障害者更生指導所アーチェリー場等が撤去となる。
- 平成13年 3月： 沖縄県総合福祉センター建設に伴い、身体障害者更生指導所グラウンド敷地等が所管替となる。
- 平成14年 4月： 沖縄県行政組織規則の改正により沖縄県知的障害者更生相談所が沖縄県中央児童相談所から沖縄県身体障害者更生相談所に附置される。
- 平成15年 2月： 沖縄県身体障害者更生指導所グラウンド敷地に沖縄県総合福祉センターが供用開始する。
- 平成16年 4月： 身体障害者補助犬に関する事務が加わる。
- 平成17年 4月： 身体障害者手帳交付事務が本庁主管課より相談判定課に事務移譲される。また、知的障害者援護施設の入所調整事務が各圏域の福祉保健所（県福祉事務所）より更生相談所に事務移譲される。
- 平成18年 4月： 県行政組織規則の改正により、次長職が廃止となり、課制度から班制度になったことにより庶務課が管理班、訓練指導課が訓練指導班、相談判定課が相談判定班になる。
- 平成18年 6月： 6月議会において沖縄県立身体障害者更生指導所の廃止が決定。
- 平成19年 3月： 「沖縄県立身体障害者更生指導所のあゆみ」発行。平成19年3月31日付をもって、沖縄県立身体障害者更生指導所は閉所となる。
- 平成19年 4月： 沖縄県立身体障害者更生指導所の閉所に伴い、県行政組織規則の改正で「訓練指導班」は廃止となり、「管理班」は「庶務スタッフ」となる。
- 平成19年 8月： 沖縄県身体障害者更生相談所は那覇市の街路工事に伴い、首里厚生園（現首里偕生園）の敷地内に事務所を移転。
- 平成25年 4月： 那覇市の中核市移行に伴い、身体障害者手帳交付事務を移管する。
- 平成28年 4月： 組織編成に伴う県行政組織規則の改正で「庶務スタッフ」は「総務係」となる。
- 令和 3年 4月： 県行政組織規則の改正で県福祉事務所から療育手帳交付事務の移管を受ける。

3. 施設の概要

(1) 所在地： 〒903-0804
沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目385番地1

(2) 敷地面積： 1,298.750 m²

(3) 建物面積： 659.00 m² 鉄筋コンクリート造

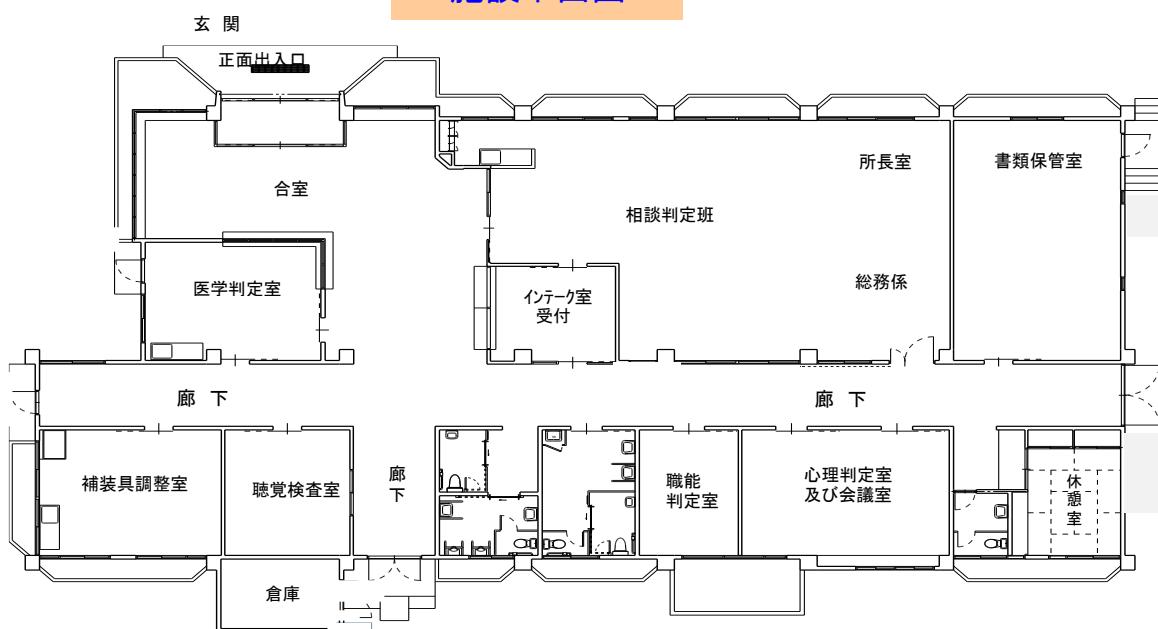
（内訳）

事務室	141.600 m ²	聴覚検査室	23.850 m ²
書類保管室	60.000 m ²	職能判定室	19.080 m ²
待合室	77.454 m ²	心理判定室	19.080 m ²
インテック室	18.000 m ²	会議室	20.140 m ²
医学判定室	31.500 m ²	その他	213.846 m ²
補装具調整及び装着室	34.450 m ²		

沖縄県身体障害者・知的障害者更生相談所周辺地図



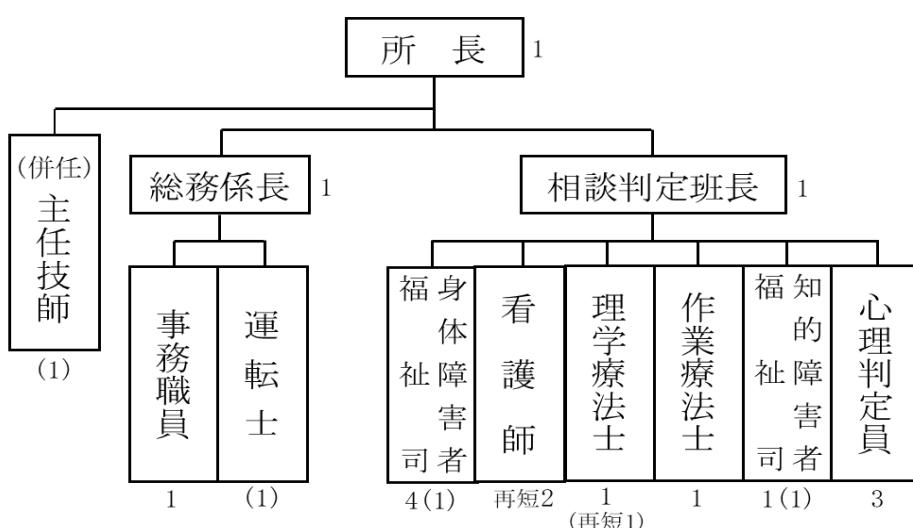
施設平面図



4 組織と所掌事務

1) 職員 21人

(令和7年4月1日現在)



一般職員	21
(うち再任用・短)	(3)
(うち休職等)	(2)
(うち併任)	(1)
会計年度任用職員	3
(うち心理判定専門員)	(1)
(うち事務補助)	(2)
特別職非常勤(嘱託医)	17
合計	41

【定数15(うち1枠は再任用・短2人)
職員現員21人のうち、運転士1人、知的障害者福祉司(休職)1人、身体障害者福祉司(病気休暇)1人、理学療法士(再・短)1人、併任主任技師1人の計5人は定数外配置】

2) 非常勤職員等 20人

嘱託医師	17人
・内科医	2人
・整形・リハビリ医	4人
・耳鼻咽喉科医	3人
・眼科医	1人
・心臓外科医	2人
・腎臓内科医	2人
・精神科医	1人
・小腸外科医	1人
・呼吸器科医	1人

会計年度任用職員	3人
・心理判定専門員	1人
・事務補助	2人

3) 所掌事務 沖縄県行政組織規則 第147条

- (1) 身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等への入所等に係る市町村間の連絡調整に関すること。
- (2) 市町村、県福祉事務所に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害者福祉サービス事業者等に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること。
- (4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (5) 補装具の処方適合判定及び装着訓練に関すること。
- (6) 巡回相談に関すること。
- (7) 地域リハビリテーション推進事業に関すること。
- (8) 身体障害者福祉に関する情報収集・調査研究に関すること。
- (9) 地域社会及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 理学療法及び作業療法の企画及び指導に関すること。
- (11) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に基づく、総合的判定に関すること。
- (12) 知的障害者の更生相談に関すること。
- (13) 身体障害者補助犬に関すること。
- (14) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (15) 身体障害者及び知的障害者の福祉に関し、介護給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。
- (16) 身体障害者の福祉に関し、自立支援医療費の支給認定に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。
- (17) 庶務に関すること(知的障害者更生相談所に関するこことを含む)。

第2章 身体障害者更生相談所

1 設置目的

身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援を行うことを目的として設置され、相談・判定業務及び市町村相互間の連絡調整業務を行う。

2 主な業務内容

1)相談・判定業務

- ①身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談・支援
- ②補装具支給の要否判定
- ③自立支援医療(更生医療)の要否判定
- ④補装具の処方及び適合判定

◎相談日及び判定日

科 目	曜 日	時 間	相談・判定
整形・リハビリテーション科	月・木・金	13:00～17:00	月5回程度
耳 鼻 科	第3水曜日	13:00～17:00	月1回

※耳鼻科(補聴器)月1回は、書類判定。

※心臓外科・泌尿器科(腎臓内科)・眼科・内科(免疫、肝臓)・外科(小腸)は適宜書類判定を行う。

2)身体障害者手帳交付業務

身体障害者手帳の等級認定及び交付事務を行う。

3)巡回相談及び訪問相談

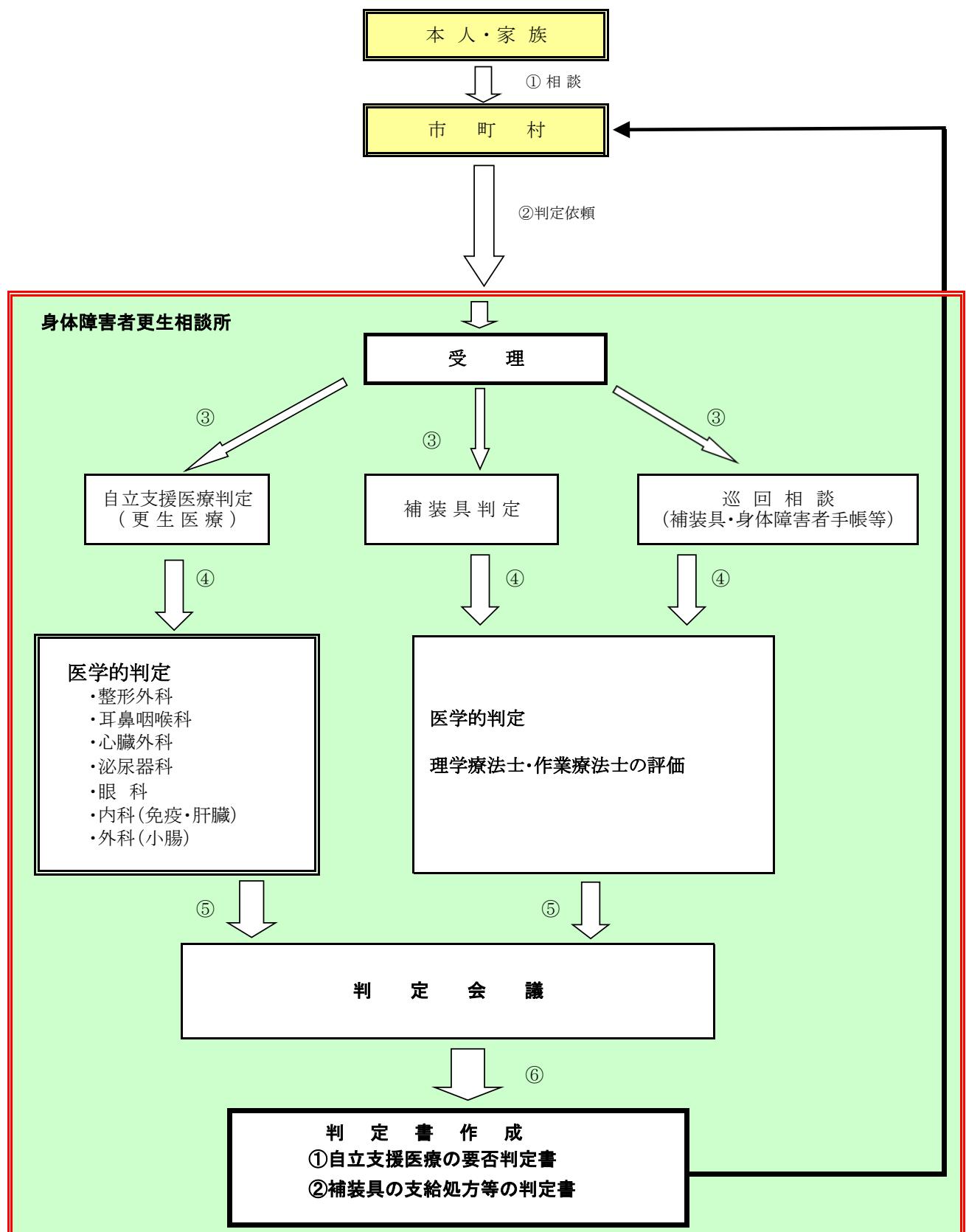
障害の状況や地理的状況により、来所が困難な対象者のニーズに応え、障害者福祉増進を図るための相談に応じる。

4)市町村間の連絡調整等

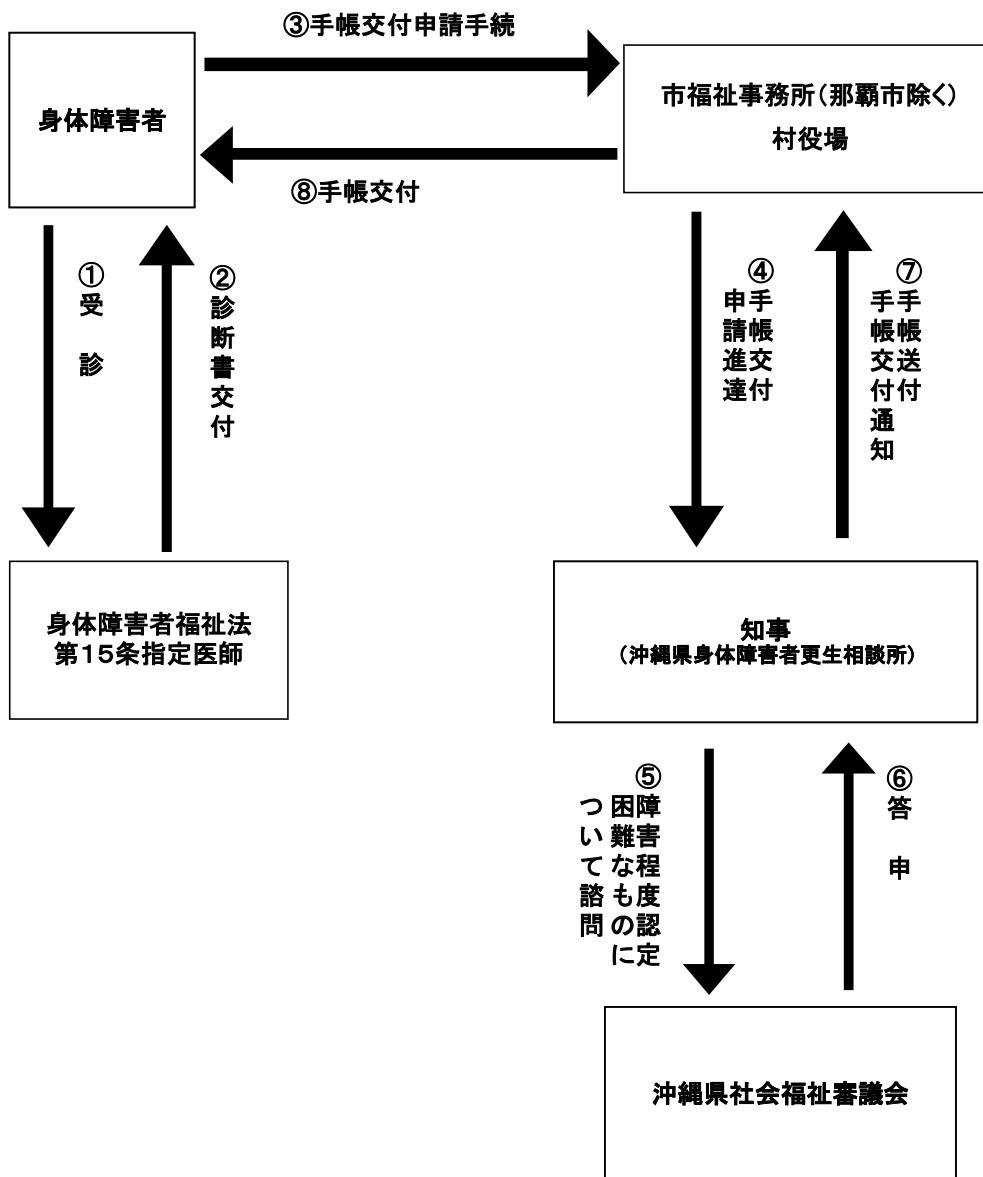
- ①市町村に対する情報の提供及び専門的技術的援助及び支援等を行う。
- ②市町村職員、施設職員、その他の身体障害者支援に関わる地域の専門職員に対する研修の企画・実施を行う。

3 業務の流れ

1)更生医療・補装具・巡回相談



2)身体障害者手帳交付



※交付申請手続

1. 知事の指定する医師を受診し、「診断書・意見書」の交付を受ける。
2. 福祉事務所長を経由して知事に申請する。ただし、福祉事務所を設置していない町村居住者は、町村長を経由して知事に申請する。
3. 15歳未満の者については保護者が代わって申請する。

(イ)提出書類：身体障害者手帳交付申請書 1通
指定医師の診断書・意見書 1通
写真(たて4cm、よこ3cm) 1枚

(ロ)提出先：居住地の市福祉事務所又は町村役場

身体障害者福祉法施行令 (身体障害者手帳の交付の経由等)

第8条 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した
福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない。

4 相談・判定件数の推移

年度	相談別	取扱実人員	相 談 内 容 (件)							判 定 内 容 (件)					判定書 交付件数		
			更生医療	補装具	身障手帳	職業	施設	生活	その他	計	手帳交付 要否診断	医学判定			その他		
令和 2 年度	来所	11,780	2,056	1,298	8,434					11,788	3,592	1,940	1,372			6,904	6,538
	巡回	3		3						3			3			3	3
	在宅																
	計	11,783	2,056	1,301	8,434					11,791	3,592	1,940	1,375			6,907	6,541
令和 3 年度	来所	12,100	1,840	1,302	8,829					11,971	3,754	1,751	1,236			6,741	6,533
	巡回	5		5						5			5			5	5
	在宅																
	計	12,105	1,840	1,307	8,829					11,976	3,754	1,751	1,241			6,746	6,538
令和 4 年度	来所	11,792	1,999	1,315	8,463					11,777	3,684	1,956	1,288			6,928	6,771
	巡回	33		34						34			29			29	0
	在宅									0						0	
	計	11,825	1,999	1,349	8,463					11,811	3,684	1,956	1,317			6,957	6,771
令和 5 年度	来所	12,308	1,987	1,272	9,005					12,264	4,010	1,987	1,221			7,218	6,842
	巡回	36		39	23				18	80			64			64	19
	在宅									0						0	
	計	12,344	1,987	1,311	9,028				18	12,344	4,010	1,987	1,285			7,282	6,861
令和 6 年度	来所	12,194	2,025	1,174	8,949					12,148	3,977	1,994	1,320			7,311	6,849
	巡回	40		20	13				26	59			20	13		33	24
	在宅									0							
	計	12,234	2,025	1,194	8,962					12,181	3,977	1,994	1,340	13		7,344	6,873

※補装具の相談内容には実人員、判定内容には一人に付き複数判定を行う場合があるため、実人数と異なる。

※令和2~4年度の巡回相談は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、一部中止となった。

※令和5~7年度は実施予定計画に従い、巡回相談を実施した。

※身障手帳交付(再交付)申請に要する医学的判定について、令和5年度までは医学的判定の補装具欄に合算して計上していたが、令和6年度より新たに身障手帳欄を設け、分けて計上することとした。

5 自立支援医療(更生医療)の判定状況

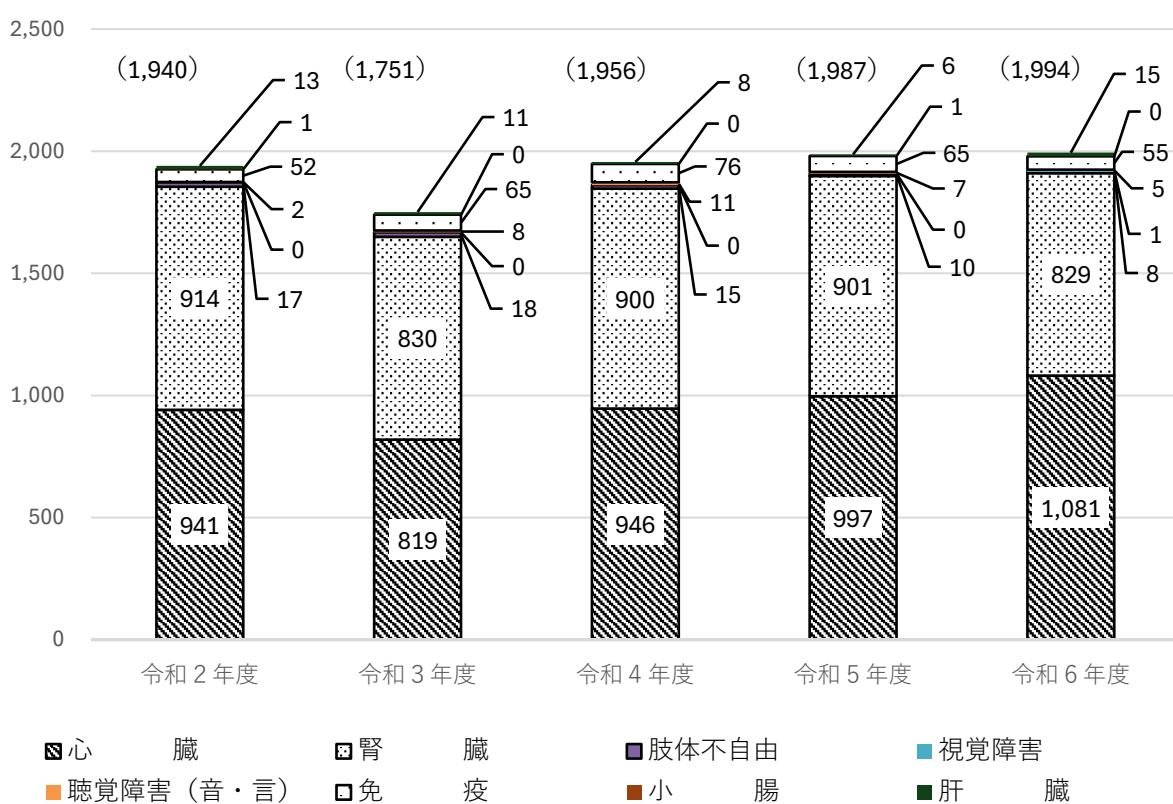
自立支援医療(更生医療)判定件数の推移

(件)

区分	判 定 件 数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1,940	1,751	1,956	1,987	1,994
心 臓	941	819	946	997	1,081
腎 臓	914	830	900	901	829
肢 体 不 自 由	17	18	15	10	8
視 覚 障 害	0	0	0	0	1
聴 覚 障 害 (音・言)	2	8	11	7	5
免 疫	52	65	76	65	55
小 腸	1	0	0	1	0
肝 臓	13	11	8	6	15

自立支援医療(更生医療)判定件数の推移 (グラフ)

(件)



6 補装具の判定状況

1) 補装具の種目別判定件数の推移

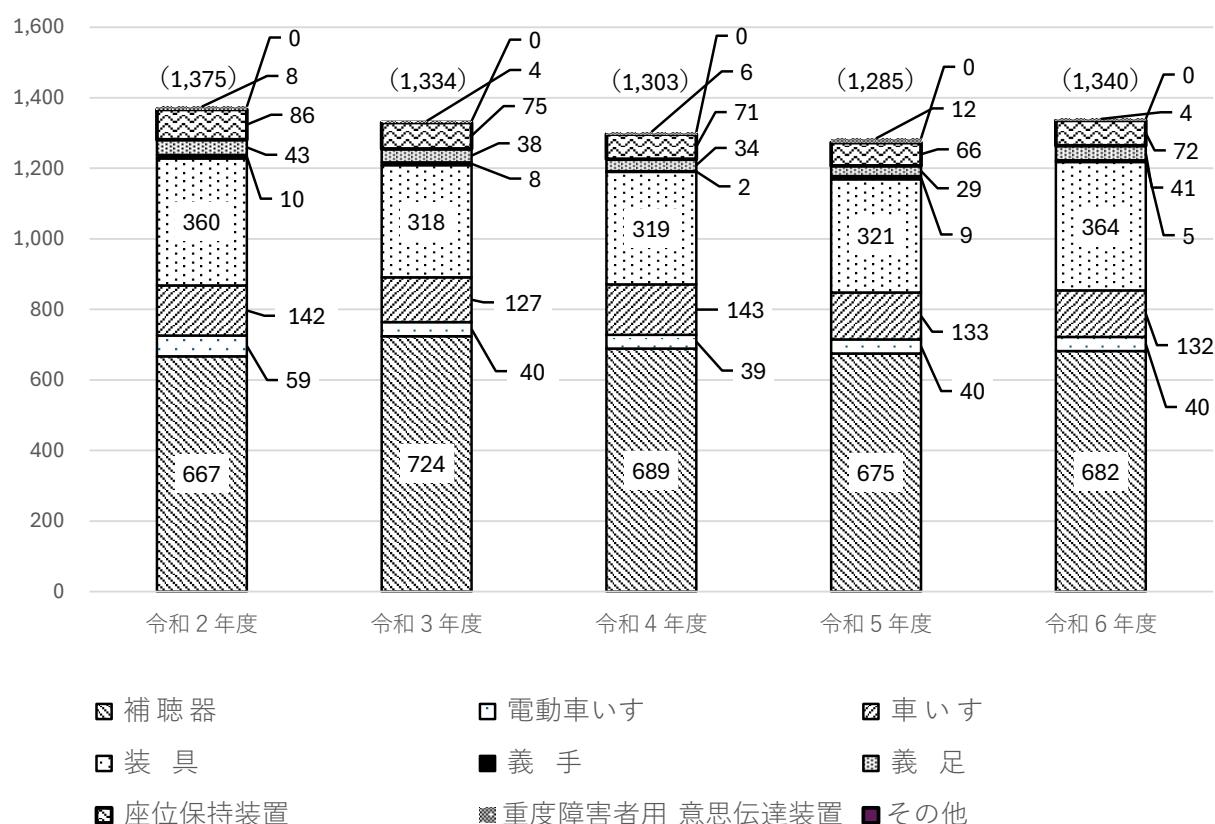
(件)

区分	判定件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	1,375	1,334	1,303	1,285	1,340
補聴器	667	724	689	675	682
電動車いす	59	40	39	40	40
車いす	142	127	143	133	132
装 具	360	318	319	321	364
義 手	10	8	2	9	5
義 足	43	38	34	29	41
座位保持装置	86	75	71	66	72
重度障害者用 意思伝達装置	8	4	6	12	4
その他	0	0	0	0	0

※一人に付き複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

1) 補装具の種目別判定件数の推移（グラフ）

(件)



2)補装具の種目別判定件数(令和6年度)

	種 目	件 数		種 目	件 数
義 手	上腕義手	0	車いす	普通型	61
	肘 義 手	0		リクライニング普通型	3
	前腕義手	2		手動リフト普通型	0
	肩 義 手	0		片手駆動型	0
	その 他	3		リクライニング・ティルト式普通型	2
	非 該 当	0		手押し型	5
	小 計	5		リクライニング手押型	11
義 足	大腿義足	8		リクライニング・ティルト式手押し型	46
	股 義 足	1		特例補装具	0
	膝 義 足	1		その 他	4
	下腿義足	27		非 該 当	0
	その 他	4		小 計	132
	非 該 当	0		座位保持装置(車いす付き)	54
	小 計	41		座位保持装置(電動車いす付)	9
装 具	長下肢装具	13	座位保持装置	その他	9
	膝 装 具	14		非 該 当	0
	短下肢装具	258		小 計	72
	足底装具	14	補聴器	高度難聴用 ポケット型	20
	靴型装具	43		高度難聴用 耳かけ型	447
	上肢装具	5		重度難聴用 ポケット型	5
	体幹装具	17		重度難聴用 耳かけ型	191
	その 他	0		骨 導 式	0
	非 該 当	0		耳あな型	7
	小 計	364		FM補聴器	0
電動車いす	電動普通型	7	重度障害者用意思伝達装置	特例補装具	3
	電動リクライニング式普通型	5		その 他	0
	電動リフト式普通型	1		非 該 当	9
	簡易型	23		小 計	682
	特例補装具	2		意思伝達装置	4
	その 他	2		非該当	0
	非 該 当	0		小 計	4
			その他	眼鏡	0
				非 該 当	0
				小 計	0
小 計		40	合 計		1,340

※一人に付き複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

3)補装具判定の原因別推移

聴覚・音声言語障害

原因別	年度別	(件)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
戦 傷 戰 災			2		1	1
交 通 事 故		3	3		1	3
一 般 事 故			1			
先天性疾患(風疹)		22	13	21	12	18
先 天 性 ろうあ		13	7	7	4	17
中 耳 炎		219	224	221	174	198
脳 血 管 障 害			1	7		
ス ト マ イ 難 聽				2	1	
老 人 性 難 聽		114	57	114	115	131
そ の 他 の 疾 病		244	347	241	276	236
原 因 不 明		54	71	76	91	78
合 計		669	726	689	675	682

※聴覚・音声言語障害の場合、左右の耳で原因が異なることがある。

肢体不自由

原因別	年度別	(件)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳 血 管 障 害 等		235	240	214	268	274
頭 部 外 傷		13	8	7	6	3
脳 性 麻 瘡		149	158	119	139	151
ボ リ オ		4	6	1	3	3
関 節 リウマチ		5	1		4	7
リウマチ以外の免疫疾患		1	3			1
骨・関節疾患		17	23	17	27	36
切 断	戦 傷 ・ 戰 災	2		2	1	2
	事 故	13	17	7	15	17
	血 行 障 害	29	30	13	23	19
	そ の 他	4	6	3	7	11
脊髄・脊椎疾患	事 故	24	47	16	23	13
	疾 病	25	37	41	28	42
	そ の 他			1		4
神 経 ・ 筋 疾 患		29	47	30	38	30
内 部 障 害		7	6	12	4	4
ハ ブ 咬 傷		2	1	2		
先 天 性		11	21	19	8	12
そ の 他		33	4	8	12	29
合 計		603	655	512	606	658

※肢体不自由の場合、障害部位により原因疾患が異なることがある。

7 市町村別自立支援医療・補装具の判定状況(令和6年度)

(件)

	自立支援医療(更生医療)								補装具									
	心臓	腎臓	肢体	視覚	免疫	聴覚	小腸	肝臓	計	補聴器	電動車いす	車いす	装具	義肢	座位保持装置	意思伝達装置	その他	計
糸満市	59	56	2		4	1		1	123	35		3	15	1	1			55
豊見城市	42	35						1	78	21	1	3	22	2	2			51
那覇市	253	101	1	1	18	1		2	377	142	6	19	82	11	13			273
浦添市	74	71			2	1		1	149	44	3	11	21	7	6	1		93
宜野湾市	77	54	2		4			2	139	33	2	11	23	4	7	2		82
沖縄市	121	84	1		8			3	217	65	8	13	30	5	8			129
うるま市	104	86			3			1	194	79	5	13	25	1	10			133
南城市	31	18	1		2			1	53	15		4	14		4			37
名護市	34	41							75	24	1	15	18		5			63
宮古島市	26	27						1	54	28	3	8	8	5	3			55
石垣市	36	17							53	19	3	5	21	1				49
市部計	857	590	7	1	41	3		13	1,512	505	32	105	279	37	59	3		1,020
国頭村	3	2							5	5		2	3		1			11
大宜味村	3	2							5	3								3
本部町	5	24			1				30	6		3	6					15
東村		1							1	1								1
伊江村	1	3							4	3								3
今帰仁村	3	14							17	9		3	2	2	3			19
伊是名村	1	5							6						1			1
伊平屋村	1	1							2									
北部計	17	52			1				70	27		8	11	2	5			53
宜野座村	3	3							6	11			2					13
恩納村	7	3			1				11	5	1							6
読谷村	25	51			1				77	22		3	8	2				35
金武町	11	2							13	7	1	1	4					13
北谷町	12	13			6				31	10	1		11	1	1			24
嘉手納町	13	7			1				21	9	2	1	4		1	1		18
北中城村	10	7							17	3	1	1	3		1			9
中城村	14	7							21	5	1	2	6					14
中部計	95	93			9				197	72	7	8	38	3	3	1		132
西原町	22	28	1		2			1	54	15	1	5	7	2	2			32
与那原町	17	12							29	11		1	2					14
南風原町	33	15			1	2			51	17		2	4		1			24
久米島町	5	3			1				9	5			1		1			7
渡嘉敷村	2	2							4									
渡名喜村	2								2				2					2
粟国村	2								2	11			4					15
座間味村	2	1							3									
南大東村	3	1							4	2								2
北大東村																		
八重瀬町	19	25						1	45	11		3	12	1	1			28
南部計	107	87	1		4	2		2	203	72	1	11	32	3	5			124
多良間村			2						2	3			4	1				8
宮古計			2						2	3			4	1				8
竹富町	4	1							5	3								
与那国町	1	4							5									
八重山計	5	5							10	3								3
その他 援護課																		
合計	1,081	829	8	1	55	5		15	1,994	682	40	132	364	46	72	4		1,340

8 身体障害者手帳交付状況

1)身体障害者手帳所持者数の推移(中核市の那覇市を除く)

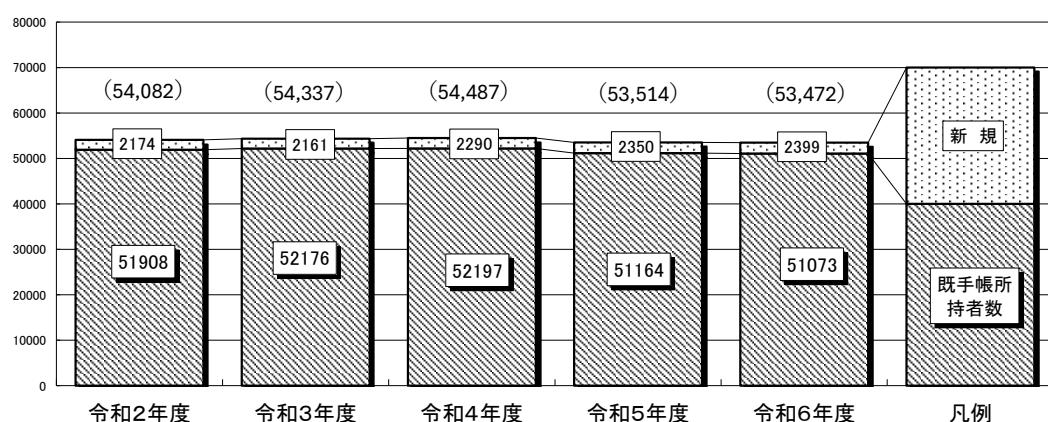
(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	新規	93	102	104	106	99
	総数	3,192	3,183	3,199	3,146	3,135
聴覚・平衡機能 障害	新規	297	289	332	325	324
	総数	6,659	6,751	6,851	6,709	6,748
音声・言語又・ そしゃく機能の障害	新規	26	39	34	39	31
	総数	637	644	643	635	629
肢体不自由	新規	694	708	722	754	821
	総数	22,340	22,315	22,188	21,738	21,681
内部障害	新規	1,064	1,023	1,098	1,126	1,124
	総数	21,254	21,444	21,606	21,286	21,279
合 計	新規	2,174	2,161	2,290	2,350	2,399
	総数	54,082	54,337	54,487	53,514	53,472

※2つ以上の障害が重複する者については、主たる障害を計上している。

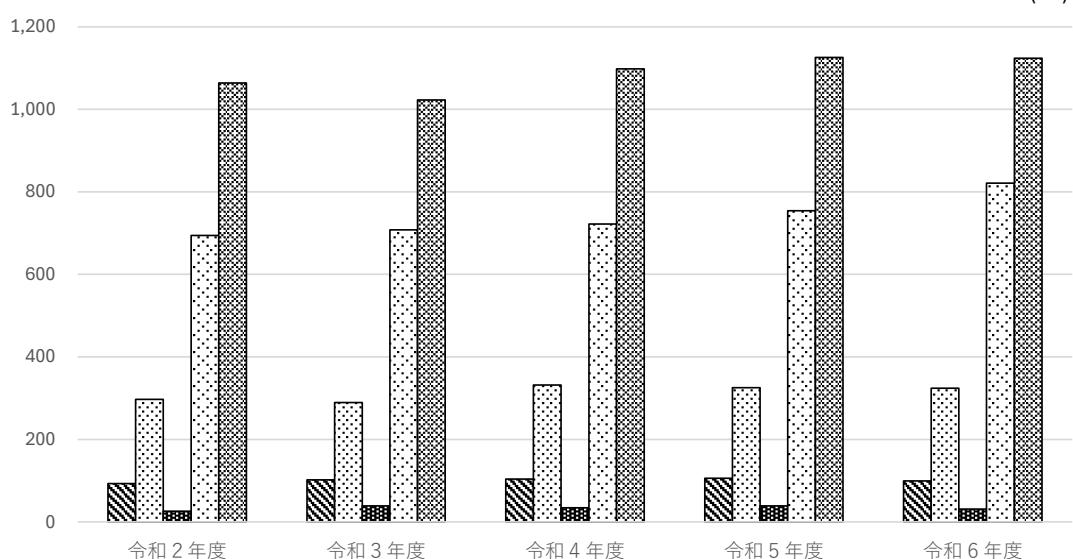
①年度別の新規・累計推移

(人)



②年度別・疾患別の新規推移

(人)



■ 視覚障害 ■ 聴覚・平衡機能障害 ■ 音声・言語又・そしゃく機能の障害 ■ 肢体不自由 ■ 内部障害

2)身体障害者手帳交付台帳登載数(令和6年度) *中核市の那覇市を除く

(人)

		総数 (年度末現在) (1)		1級 (年度末現在) (3)		2級 (年度末現在) (5)		3級 (年度末現在) (7)		4級 (年度末現在) (9)		5級 (年度末現在) (11)		6級 (年度末現在) (13)	
		新規交付 (年度中) (2)	新規交付 (年度中) (4)	新規交付 (年度中) (6)	新規交付 (年度中) (8)	新規交付 (年度中) (10)	新規交付 (年度中) (12)	新規交付 (年度中) (14)							
視覚障害	18歳未満	39	3	23	2	4	2	4	5	1	1				
	18歳以上	3,096	96	1,322	18	925	38	177	3	175	7	371	26	126	
(再掲) 糖尿病を主原因とするもの	18歳未満														
	18歳以上														
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	103	5	2	35	17	9	1				40	4		
	18歳以上	6,645	319	245	1,312	2	628	16	1,784	114	20	1	2,656	186	
聴覚	18歳未満	103	5	2	35	17	9	1				40	4		
	18歳以上	6,621	318	245	1,311	2	617	16	1,783	114	9		2,656	186	
平衡機能	18歳未満														
	18歳以上	24	1		1		11	1			11	1			
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	5	1						5	1					
	18歳以上	624	30	19	47	1	360	20	198	9					
肢体不自由	18歳未満	590	42	397	24	77	7	57	6	25	3	23	1	11	
	18歳以上	21,091	779	5,986	312	5,384	164	3,229	118	3,411	83	1,842	37	1,239	
上肢	18歳未満	103	8	44	4	21		22	2	3	1	7	1	6	
	18歳以上	11,358	428	3,991	251	3,596	114	1,504	18	982	7	690	9	595	
下肢	18歳未満	77	8	21	1	17	2	18	2	8	2	10		3	
	18歳以上	7,675	273	1,023	47	1,249	28	1,440	75	2,359	76	974	11	630	
体幹	18歳未満	10	2	4		3	1	3	1						
	18歳以上	1,181	77	396	13	404	22	245	25			136	17		
運動機能障害	18歳未満	400	24	328	19	36	4	14	1	14		6		2	
	18歳以上	877	1	576	1	135		40		70		42		14	
(上肢機能)	18歳未満	90		73		7		4		4		2			
	18歳以上	367	1	265	1	37		25		20		15		5	
(移動機能)	18歳未満	310	24	255	19	29	4	10	1	10		4		2	
	18歳以上	510		311		98		15		50		27		9	
内部障害	18歳未満	213	7	125	3	3		59	1	26	3				
	18歳以上	21,066	1,117	10,948	729	397	11	4,755	142	4,966	235				
心臓機能障害	18歳未満	134	3	76	1	2		41	1	15	1				
	18歳以上	13,894	552	6,710	509	162		3,799	17	3,223	26				
じん臓機能障害	18歳未満	12		10				2							
	18歳以上	4,452	301	3,843	203	50	2	474	83	85	13				
呼吸器機能障害	18歳未満	20		10		1		3		6					
	18歳以上	577	50	212	8	20		264	33	81	9				
ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	19	2	3				12		4	2				
	18歳以上	1,574	186	7		8		123	5	1,436	181				
小腸機能障害	18歳未満	2						1		1					
	18歳以上	28	1	10	1	2		3		13					
免疫機能障害	18歳未満														
	18歳以上	385	3	62		128	2	83		112	1				
肝臓機能障害	18歳未満	26	2	26	2										
	18歳以上	156	24	104	8	27	7	9	4	16	5				
合計	18歳未満	950	58	547	29	119	7	135	7	69	8	28	2	52	
	18歳以上	52,522	2,341	18,520	1,059	8,065	216	9,149	299	10,534	448	2,233	64	4,021	
総合計		53,472	2,399	19,067	1,088	8,184	223	9,284	306	10,603	456	2,261	66	4,073	
														260	

3)市町村別身体障害者手帳所持数(令和6年度末現在)

障害保健 福祉圏域	市町村名	人口	視覚障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・ そしゃく機能障害		肢体不自由 (上・下・体)		内部障害(心・腎・呼・ 膀・直・小・免・肝)		(人) 合計		
			18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上			
北部圏域	名護市	64,254	4	159	5	230		33	33	1,057	17	973	2,511		
	国頭村	4,312		22		39		3	6	122	3	90	285		
	大宜味村	2,933		18		33		6	1	84	1	70	213		
	東村	1,542		4		15		1		44	1	54	119		
	今帰仁村	8,704		41		69		6	2	230	3	228	579		
	本部町	12,259		75		116		13	5	340	3	270	822		
	伊江村	3,807		15		23	1	5	1	162		130	337		
	伊平屋村	1,101		9		22		2	1	43	1	47	125		
	伊是名村	1,176		8		32		1	1	54		40	136		
			100,088	4	351	5	579	1	70	50	2,136	29	1,902	5,127	
中部圏域	うるま市	127,200	3	313	12	781		61	51	2,184	29	2,447	5,881		
	沖縄市	141,085	8	369	18	874		70	78	2,783	23	2,777	7,000		
	宜野湾市	99,927		186	8	479		51	54	1,625	13	1,982	4,398		
	恩納村	11,259	1	35	2	51		4	3	172		173	441		
	宜野座村	6,187		18		42		5	6	119		116	306		
	金武町	10,827	2	43		80		7	6	243	2	237	620		
	読谷村	41,919		95	2	218	1	21	16	701	6	716	1,776		
	嘉手納町	12,980		46	2	59		4	5	256	2	239	613		
	北谷町	28,515		48	6	93		11	10	410	6	435	1,019		
	北中城村	18,115	1	39	2	95		5	9	273	2	283	709		
	中城村	22,856		48	3	118	1	9	11	345	5	356	896		
			小計	520,870	15	1,240	55	2,890	2	248	249	9,111	88	9,761	23,659
南部圏域	那覇市*	308,989	9	419	21	1,432	1	142	144	5,019	40	6,010	13,237		
	浦添市	115,072	2	258	10	557		51	54	1,773	15	2,305	5,025		
	糸満市	60,750	4	155	4	321		40	29	1,214	12	1,057	2,836		
	豊見城市	64,681	5	130	4	216	1	34	40	964	17	986	2,397		
	南城市	46,202	1	108	3	299		27	34	836	8	836	2,152		
	西原町	34,922		70	1	194		12	17	539	8	530	1,371		
	与那原町	19,398	2	47	1	98		11	19	329	3	352	862		
	南風原町	41,297	4	129	4	177		15	27	630	10	678	1,674		
	八重瀬町	32,474	2	91	1	185		18	18	545	7	519	1,386		
	久米島町	6,489		53	2	132		9	3	271		235	705		
	渡嘉敷村	614				4		1		18		22	45		
	座間味村	811		2		15				25		25	67		
	粟国村	653		9		25				38	1	24	97		
	渡名喜村	275		1		8		3		36		20	68		
	南大東村	1,241		3		14		1	1	33	1	33	86		
	北大東村	552		1		3			1	9		13	27		
			小計	734,420	29	1,476	51	3,680	2	364	387	12,279	122	13,645	32,035
宮古圏域	宮古島市	52,410		256	8	538	1	41	31	1,325	6	861	3,067		
	多良間村	1,014		2	1	11		1		21		21	57		
			小計	53,424	0	258	9	549	1	42	31	1,346	6	882	3,124
八重山 圏域	石垣市	46,973		156	3	312		32	16	1,073	7	782	2,381		
	竹富町	3,732		18	1	54		5	1	107	1	51	238		
	与那国町	1,633		16		13		5		58		53	145		
			小計	52,338	0	190	4	379	0	42	17	1,238	8	886	2,764
			合計	1,461,140	48	3,515	124	8,077	6	766	734	26,110	253	27,076	66,709

*人口は沖縄県企画部統計課 人口社会統計班による推計人口より引用(令和7年4月1日現在)。

*那覇市については、中核市移行に伴いH25年度より市で手帳交付事務を行っている。

9 巡回相談実施状況

市町村別巡回相談実施状況

令和6年度は、実施予定計画に従い事業を行った。

R6年度 実施日	市町村名	科 目 别		計 (人)	判 定 内 容						医療相談 等 (その他)	計 (件)			
		整形 (リハ)	耳鼻科		手 帳				補装具						
					新 規	障害名 追 加	等級変更								
7月2日～3日	渡嘉敷村	7	7	14	3	1		1	1		2		13 21		
11月22日	座間味村	5	4	9				2		6	1		8 17		
12月24日～25日	伊是名	4	13	17	4	3	1	1		9	5		15 38		
合 計		16	24	40	5	3	1	1	3		15	5	26 59		

*一人で複数の相談があるため、科目別合計と判定内容合計は一致しない。

10 在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況

医療機関等の指導を受けることが困難な在宅の重度身体障害者に対して、整形外科(リハビリ)医、身体障害者福祉司、理学療法士、作業療法士等を派遣し、医学的判定及び更生に必要な相談に応ずることで身体障害者の自立を支援する。また、介護者の負担を軽減することによって在宅重度身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

令和6年度の要望はなかった。

11 据付犬給付事業

1)概要

平成14年の身体障害者補助犬法の施行により、盲導犬(視覚障害者向け)、聴導犬(聴覚障害者向け)及び介助犬(肢体不自由者向け)について身体障害者補助犬として規定された。この法律により、訓練施設にて訓練を受け、認定機関における認定試験に合格した犬については「身体障害者補助犬」として身体障害者と共に公共施設や交通機関、デパートやレストラン、ホテル等に同伴することが出来るようになった。

沖縄県においては、平成3年より盲導犬給付事業を開始(平成16年度より身体障害者補助犬給付事業の名称に変更)しており、これまでに10頭の盲導犬、2頭の聴導犬、1頭の介助犬を育成・給付してきた。

令和6年度は、補助犬の給付(盲導犬)が1件あった。

2)補助犬の状況について

稼働頭数

本県では、盲導犬8頭、聴導犬0頭、介助犬0頭の合計8頭が稼働している(令和7年3月31日現在)。

訓練事業者数

全国では、盲導犬14事業者(令和7年4月現在)、聴導犬18事業者、介助犬25事業者(令和7年6月現在)の合計57事業者が訓練を実施している。

12 市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況

1) 研修会

従前から市町村の身体障害者福祉事務を担当する職員等を対象に、「自立支援医療(更生医療)支給事務」、「補装具交付事務」、「補装具種類の説明」の研修会を実施してきたところであるが、平成17年度から身体障害者手帳交付事務が本庁障害保健福祉課より当所に移譲されたことにより「身体障害者手帳交付事務」も追加し、研修会を実施している。

実施日	研修会名	参加者数
令和6年5月22日	令和6年度 市町村身体・知的障害者 福祉業務担当研修会 会場:沖縄県総合福祉センター	35市町村 計65名

2) 実地調査

補装具判定において重度障害者意思伝達装置や特例補装具など再調査を要する相談に対し、理学療法士、作業療法士を中心に実地調査を行っている。

補装具を使用する身体障害者の生活の場で調査・評価することで、個人に適した補装具の選定、または生活のアドバイスなど、必要に応じたサービスを提供することを目的としている。

令和2~4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により縮小し実施した。

令和2年度実績	1件
令和3年度実績	2件
令和4年度実績	6件
令和5年度実績	2件
令和6年度実績	7件

第3章 知的障害者更生相談所

1 名称及び所在地

名 称 沖縄県知的障害者更生相談所(沖縄県身体障害者更生相談所に附置)
所 在 地 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-385-1
電 話 番 号 等 TEL:098-886-2115 FAX:098-886-7990

2 組 織

昭和47年5月15日、本土復帰の際、沖縄県身体障害者更生相談所から沖縄県中央児童相談所の業務として移管された。組織規則上は、昭和49年3月沖縄県行政組織規則の一部改正により、中央児童相談所に附置。

平成14年4月1日からは、身体障害者更生相談所に附置されている。

3 主な業務内容

1) 相談・判定業務

知的障害者更生相談所の業務内容については、知的障害者福祉法第12条に次のように規定されている。

- ①市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他、必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ②知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ③18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- ④障害者総合支援法に基づき、市町村が介護給付費等の支給要否決定を行うに当たって、市町村の求めに応じて意見を述べること並びに技術的事項について協力・援助すること。

相談日及び判定日…相談は隨時受付け

判 定	時 期	主 な 内 容
心理 判定	隨 時	療育手帳判定のための検査等
医 学 判 定	月2回	療育手帳新規申請者等必要のある方のみ実施

主な相談内容

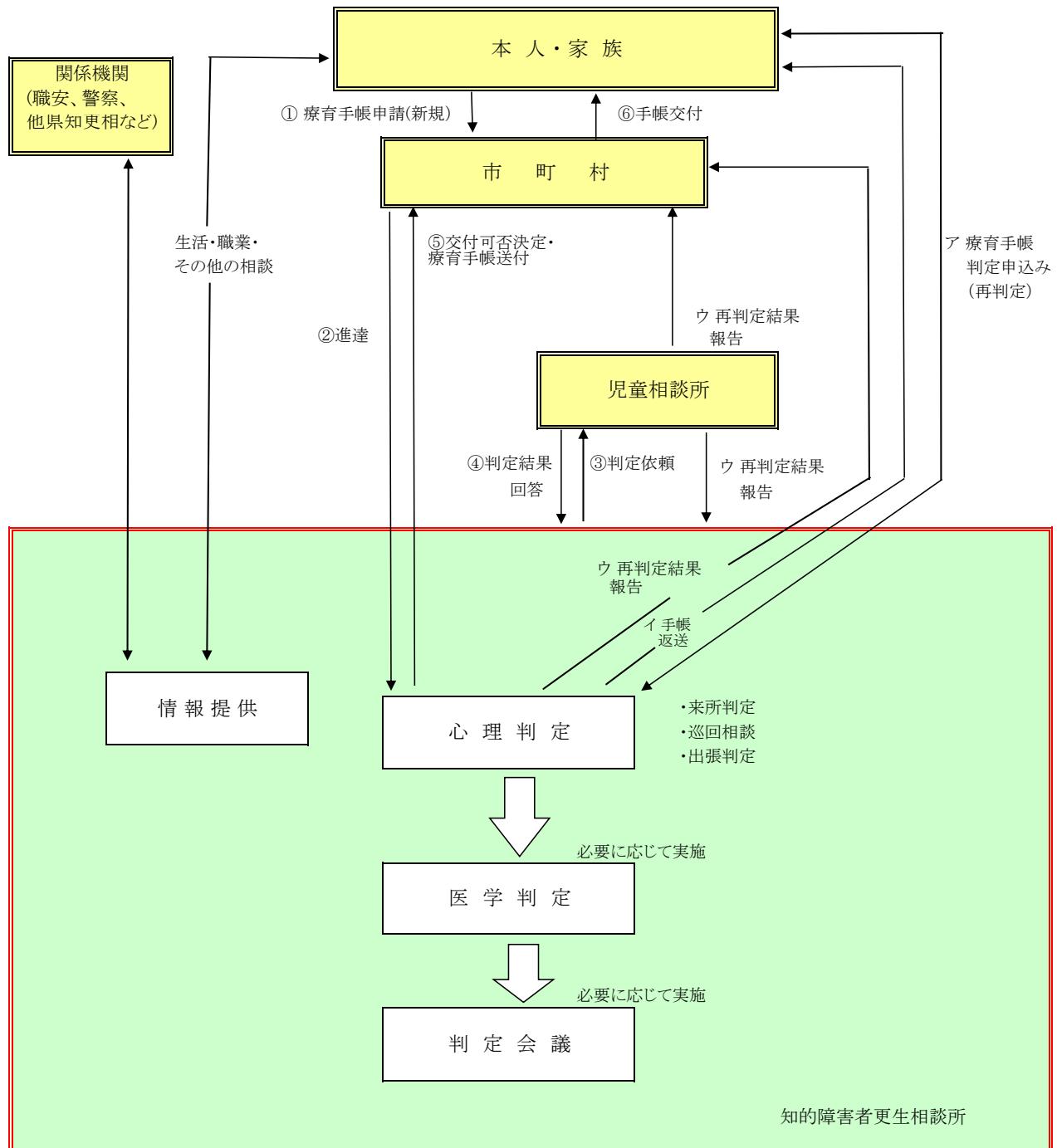
項 目	主 な 内 容
療 育 手 帳	療育手帳に関する相談
職 業	就労についての相談や、職業安定所等への情報提供等
生 活	日常生活の悩み等に関する相談
そ の 他	検査結果の発行等、上記のいずれにも該当しない相談

2) 療育手帳交付事務（令和3年4月より）

療育手帳の交付事務を行う。

4 業務の実施体系

1) 相談・判定業務の流れ



5 相談・判定状況

1)年度別相談内容・判定内容別件数

(件)

年度 区分	内 容 取扱い実人員	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 交 付 数			
		施 設 (入 所 ・ 通 所)	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 判 定	心 理 判 定	職 能 判 定	療 育 手 帳	そ の 他			
令和2年度	来 所	871			109				593	169	871	72	398		530	132	602	676
	巡 回	241							240	1	241	25	148		198	50	223	149
	計	1,112	0	0	109	0	0	0	833	170	1,112	97	546	0	728	182	825	825
令和3年度	来 所	1,043			97				736	210	1,043	79	490		684	194	763	797
	巡 回	203							203		203	24	215		228	13	252	215
	計	1,246	0	0	97	0	0	0	939	210	1,246	103	705	0	912	207	1,015	1,012
令和4年度	来 所	1,345			123				847	375	1,345	87	567		845	278	932	1,065
	巡 回	264							264		264	44	233		275	42	319	233
	計	1,609	0	0	123	0	0	0	1,111	375	1,609	131	800	0	1,120	320	1,251	1,298
令和5年度	来 所	1,421			103				854	464	1,421	53	434		665	231	718	1,001
	巡 回	228							228		228	32	170		204	34	236	170
	計	1,649	0	0	103	0	0	0	1,082	464	1,649	85	604	0	869	265	954	1,171
令和6年度	来 所	1,439			72				927	440	1,439	82	407		1,063	656	1,145	919
	巡 回	151							151		151	40	193		204	11	244	193
	計	1,590	0	0	72	0	0	0	1,078	440	1,590	122	600	0	1,267	667	1,389	1,112

*療育手帳は、心理判定にも含まれているため()とし、計には含まない。

*「相談内容・その他」には、年金・捜査・転居に関する情報提供依頼を計上した。

*「判定内容・その他」には、療育手帳判定取扱の見直しによる療育手帳の書換えによる判定を計上した。

*療育手帳新規判定については、医学判定も実施している。

2)相談内容別受付及び処理状況(令和6年度)

(件)

相 談 别 区 分	施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活 等	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計
過 年 度 未 処 理 件 数	0	0	0	0	0	0	504	0	504
受 付 件 数	0	0	72	0	0	0	505	440	1,017
要 処 理 件 数	0	0	72	0	0	0	506	440	1,018
処 理 件 数	0	0	72	0	0	0	507	440	1,019
未 処 理 件 数	0	0	0	0	0	0	508	0	508

*「療育手帳・処理件数」は「判定件数1,267件」に「取下げ件数20件」を加算した。

3)市町村別・相談別受付の状況(令和6年度)

(件)

区分 市町村	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	区分 市町村	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計					
名護市			5				56	16	77	那覇市			18					222	82	322				
国頭村							3	1	4	浦添市			5					68	34	107				
大宜味村							2	1	3	糸満市			6					54	19	79				
東村							3		3	豊見城市			6					46	14	66				
今帰仁村							7	2	9	南城市			1					37	14	52				
本部町			1				23	6	30	西原町			2					27	7	36				
伊江村							4		4	与那原町								19	6	25				
伊平屋村								1	1	南風原町			1					19	10	30				
伊是名村							1		1	八重瀬町								25	4	29				
北部計	0	0	6	0	0	0	99	27	132	久米島町								4	2	6				
うるま市			5				90	45	140	渡嘉敷村										0				
沖縄市			6				120	44	170	座間味村										0				
宜野湾市			6				49	26	81	粟国村										0				
恩納村							8	2	10	渡名喜村										0				
宜野座村							6		6	南大東村								2		2				
金武町			1				17	5	23	北大東村										0				
読谷村			1				25	12	38	南部計	0	0	39	0	0	0	523	192	754					
嘉手納町			1				9	3	13	宮古島市			2					44	12	58				
北谷町			1				17	9	27	多良間村										0				
北中城村							12	1	13	官古計	0	0	2	0	0	0	44	12	58					
中城村			1				12	4	17	石垣市			3					42	15	60				
中部計	0	0	22	0	0	0	365	151	538	竹富町								2		2				
*「その他」に、個人情報提供、捜査・転居等に関する情報提供を計上した。																								
										与那国町								3		3				
										八重山計	0	0	3	0	0	0	47	15	65					
										県外								41		41				
										不明								2		2				
										合計	0	0	72	0	0	0	1,078	440	1,590					

4)相談内容別判定処理件数

(件)

来所	医学判定		心理判定		計	職安への情報提供	本人・保護者等への情報提供	その他の情報提供	その他の相談
	療育手帳等	その他	療育手帳等	その他					
来所	82	0	1,063	0	1,145				
巡回 (出張含む)	40	0	204	0	244				
計	122	0	1,267	0	1,389				

5)巡回相談(療育手帳判定)の実施状況

内 容 地区	判 定 件 数
八重山	23
久米島	2
宮古	13
北部	39
中部	97
合 計	174

6)出張判定(療育手帳判定)の実施状況

内 容 出張先	判 定 件 数
障害者支援施設等	20
医療機関	2
家庭訪問	4
市町村(北部地区)	0
市町村(中部地区)	4
市町村(離島地区)	0
合 計	30

7)巡回相談実績

実 施 月 日	実 施 地 域	ス タ フ
令和6年4月9日	中部地区①	心理判定員1名
令和6年4月10日	北部地区①	心理判定員1名
令和6年5月31日	中部地区②	心理判定員2名
令和6年6月24日	北部地区②	心理判定員2名
令和6年7月5日	宮古地区①	心理判定員1名
令和6年7月11日	中部地区③	心理判定員3名
令和6年7月26日	中部地区④	心理判定員3名
令和6年7月31日	中部地区⑤	心理判定員1名
令和6年8月8日～9日	八重山地区①	心理判定員2名
令和6年8月30日	北部地区③	心理判定員2名
令和6年9月13日	中部地区⑥	心理判定員3名
令和6年9月27日	中部地区⑦	心理判定員2名
令和6年10月4日	北部地区④	心理判定員2名
令和6年10月18日	中部地区⑧	心理判定員3名
令和6年11月29日	中部地区⑨	心理判定員2名
令和6年12月13日	久米島地区	心理判定員1名
令和6年12月20日	中部地区⑩	心理判定員4名
令和7年1月9日	中部地区⑪	心理判定員3名
令和7年1月16日	宮古地区②	心理判定員2名
令和7年2月6日～7日	八重山地区②	心理判定員2名
令和7年2月17日	中部地区⑫	心理判定員3名
令和7年3月7日	北部地区⑤	心理判定員3名

6 療育手帳交付状況

1) 療育手帳交付状況

年度	所持者数	新規交付数
令和2年度	16,528	629
令和3年度	17,259	795
令和4年度	17,923	737
令和5年度	18,555	779
令和6年度	19,291	817

※令和2年度までは各地区福祉事務所にて交付。令和3年度より当所にて交付事務開始。

2) 市町村別療育手帳所持数（令和6年度末現在）

(人)

障害保健 福祉圏域	市町村名	人口	知的障害児				知的障害者				合計
			A1	A2	B1	B2	A1	A2	B1	B2	
北部圏域	名護市	64,254	10	29	52	100	81	215	214	218	919
	国頭村	4,312			1	3	5	17	30	16	72
	大宜味村	2,933			1	3	3	17	24	2	50
	東村	1,542		1		1	3	6	10	4	25
	今帰仁村	8,704	2	3	4	14	11	34	52	28	148
	本部町	12,259	1	2	10	22	17	66	76	54	248
	伊江村	3,807		2	2		7	15	13	16	55
	伊平屋村	1,101			1	2	3	3	5	13	27
	伊是名村	1,176				2	2	8	5	5	19
小計		100,088	13	37	71	147	132	375	432	356	1,563
中部圏域	うるま市	127,200	18	61	90	337	172	355	363	445	1,841
	沖縄市	141,085	21	64	111	341	170	336	417	506	1,966
	宜野湾市	99,927	12	54	55	231	78	185	222	273	1,110
	恩納村	11,259		5	8	16	14	19	27	22	111
	宜野座村	6,187	2	4	4	15	6	10	18	12	71
	金武町	10,827	1	4	8	40	12	30	51	55	201
	読谷村	41,919	4	20	26	82	31	117	105	127	512
	嘉手納町	12,980		5	15	30	16	32	49	52	199
	北谷町	28,515	6	15	17	59	26	56	77	74	330
	北中城村	18,115	2	11	14	21	19	31	35	44	177
	中城村	22,856	6	7	11	30	20	42	49	74	239
	小計	520,870	72	250	359	1,202	564	1,213	1,413	1,684	6,757
南部圏域	那覇市	308,989	76	187	194	599	333	695	863	1,017	3,964
	浦添市	115,072	23	58	65	235	158	264	294	292	1,389
	糸満市	60,750	16	42	52	163	85	215	233	219	1,025
	豊見城市	64,681	11	54	53	113	56	116	131	157	691
	南城市	46,202	7	22	25	85	64	152	170	141	666
	西原町	34,922	2	17	23	74	49	94	120	112	491
	与那原町	19,398	5	10	12	61	23	37	65	62	275
	南風原町	41,297	8	30	22	78	69	92	97	98	494
	八重瀬町	32,474		18	29	42	52	90	95	80	406
	久米島町	6,489	1	3	4	20	11	21	40	37	137
	渡嘉敷村	614						1	2	2	5
	座間味村	811				2	1	3	2	1	9
	栗国村	653		1		3	2	4	7	4	21
	渡名喜村	275					2	3		1	6
	南大東村	1,241			1	3	1	2	2	3	12
	北大東村	552			1	2		1		1	5
小計		734,420	149	442	481	1,480	906	1,790	2,121	2,227	9,596
宮古圏域	宮古島市	52,410	10	20	24	58	59	135	172	144	622
	多良間村	1,014		1		2			2	2	7
小計		53,424	10	21	24	60	59	135	174	146	629
八重山圏域	石垣市	46,973	2	17	46	109	46	84	172	203	679
	竹富町	3,732		1		5	1	12	15	15	49
	与那国町	1,633		1			2	4	10	1	18
小計		52,338	2	19	46	114	49	100	197	219	746
総合計		1,461,140	246	769	981	3,003	1,710	3,613	4,337	4,632	19,291

※人口は沖縄県企画部統計課 人口社会統計班による推計人口より引用(令和7年4月1日現在)。

※障害の程度:A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)

令和7年度

事業概要

発行 令和7年10月

沖縄県身体障害者更生相談所

沖縄県知的障害者更生相談所

〒903-0804

沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1

電話 098-886-2241
